

地域における青少年健全育成推進会議設置要綱

30 青総青第295号
平成30年6月1日決定
30 青総青第1339号
平成31年3月29日決定
3 生総総第2076号
令和4年3月18日決定
4 生安若第452号
令和4年11月22日決定
4 生安若第682号
令和5年3月2日決定
5 生安若第294号
令和5年7月31日決定

(設置)

第1 地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と東京都の連絡調整を図るため、地域における青少年健全育成推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年健全育成事業の推進に関して、区市町村及び地域活動等関係諸団体との連絡調整を図ること
- (2) その他、地域における青少年健全育成事業の推進に関すること

(構成)

第3 推進会議は、次の各号に掲げる者をもって構成し、委員は30名以内とする。

- (1) 別表第1に掲げる者
- (2) 別表第2に掲げる者

(会長及び副会長)

第4 会長は、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長とする。

2 副会長は、委員の中から互選により定める。

(招集等)

第5 会長は、推進会議を招集する。

2 副会長は、必要に応じ、会長の職務を代理することができる。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(オンラインによる会議)

第6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(委員の任期)

第7 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第8 推進会議に、部会を設置することができる。

(公開)

第9 推進会議は、原則として公開で行うものとする。

(庶務)

第10 推進会議の庶務は、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課において処理する。

(補足)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

5 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

6 この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

別表第1(第3(1)関係) (順不同)

		職名
1	東京都関係	東京都福祉局子供・子育て支援部長
2		東京都産業労働局企画調整担当部長
3		東京消防庁防災部長
4		東京都教育庁地域教育支援部長
5		警視庁生活安全部少年育成課長
6		東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長
7		東京都生活文化スポーツ局若年支援担当部長

別表第2(第3(2)関係) (順不同)

		構成機関及び委員
8	区市町村関係	特別区長会が推薦する者
9		東京都市長会が推薦する者
10		東京都町村会が推薦する者
11	地域活動等 関係諸団体	東京都私立幼稚園連合会事務局長
12		東京都公立小学校長会副会長
13		東京都中学校長会生徒指導部長
14		一般財団法人東京私立中学高等学校協会常任理事・事務局長
15		一般社団法人東京都PTA協議会副会長
16		東京都公立中学校PTA協議会会長
17		東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会会長
18		板橋区青少年健全育成地区委員会連合会会長
19		八王子市青少年対策地区委員会連絡会会長
20		東京都民生児童委員連合会常任協議員
21		一般社団法人東京母の会連合会事務局長
22		東京消防少年団連盟会長
23		一般社団法人ガールスカウト東京都連盟連盟長
24		一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟理事長
25		特定非営利活動法人東京都子ども会連合会理事長
26		東京商工会議所総務統括部副部長
27		公益社団法人東京青年会議所理事長
28		特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス理事
29		早稲田いのちのまちづくり実行委員会会長